

『かわたな応援クーポン券』発行事業について

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済活動が低迷し、その影響が町民生活にもおよんでいることから、地域経済の活性化と町民生活支援を目的に実施します。

2. 事業の内容

基準日現在で本町住民基本台帳に記載されている町民一人あたり2,500円分のクーポン券を配布します。

①クーポン券配布対象者

基準日（令和2年10月1日）現在で本町住民基本台帳に記載されている町民が対象です。

②金額及び枚数

町民一人あたり 2,500円分（500円券×5枚つづり）のクーポン券を配布します。

③利用期間

郵送到達後から令和2年12月31日まで（期間経過後の利用はできません。）

④利用上の注意事項

利用上の注意事項については下記のとおり（クーポン券裏面にも記載）

（注意事項）

- ・有効期限を過ぎたクーポン券は使用できません。
- ・「かわたな応援クーポン券」取扱店の表示があるお店等でのみ使用できます。
- ・クーポン券の利用に際しては、お釣りはできません。
- ・クーポン券の紛失及び盗難等に関して、町は責任を負いません。
- ・クーポン券配布後の再発行はできません。
- ・以下に該当する消費行動には使用できません。

○換金性の高いもの（商品券、図書券、切手、プリペイドカード等）の購入

○土地及び家屋の購入

○風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

○国や地方公共団体への支払い（公租公課）

⑤取扱店について

別添「川棚応援クーポン券取扱登録事業所一覧」を参照

※一部店舗は「かわたなプレミアム付商品券」が使用できない店舗がありますので、ご注意ください。



← このステッカー（A4サイズ）を提示している店舗で使用できます。